

外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン Q&A

1. はじめに

項目番号	照会内容	回答
1	外来医師多数区域に該当しない二次医療圏において、不足する外来医療機能に関する協議等は必要か。	すべての二次医療圏において、協議の場を設置の上、不足する外来医療機能について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表して頂きたい。
1-2	外来医師多数区域において、当初、地域で不足する外来医療機能を担っていた新規開業者が、一定期間後にその機能を担わなくなった場合、どのような対応が必要か。	状況を確認した上で、必要に応じて協議の場へ出席を要請する等、地域の実情に応じてご判断いただきたい。
1-2	外来医師多数区域において、新規開業者が地域で不足する外来医療機能を担う期間に定めはあるか。もし期間に定めがない場合、将来的に外来医師多数区域に該当しなくなった場合等の扱いはどのようなになるか。	不足する外来医療機能は計画期間ごとに検討を行い、新規開業者には期間を定めずにその機能を担うよう求めることを基本とする。ただし、当該区域が外来医師多数区域に該当しなくなる等の場合は、当該機能を担わなくなることがあっても差し支えない。

5. 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

項目番号	照会内容	回答
5-2	地域で不足する外来医療機能として、特定の市町での開業といった地域的な条件を加えることは可能か。	外来医療計画の対象区域は、二次医療圏とするが、人口規模、患者の受療動向、医療機関の設置状況等を勘案して二次医療圏を細分化した都道府県独自の単位で検討を行っても差し支えないこととされており、地域で不足する外来医療機能は、当該単位ごとに検討を行うことが可能としているため、適宜、このような仕組みを活用されたい。
5-2	外来医師多数区域に該当しない地域においても、開業の届出様式に地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設けることは差し支えないか。	差し支えない。

項目番号	照会内容	回答
5-2	本ガイドラインにおける新規開業の範囲には、移転や開設者の変更による開業も含まれるのか。含まれる場合、外来医師多数区域においては、移転や開設者の変更の場合においても、新たに診療所を開設する場合と同様の手続きが必要となるのか。	<p>医療法上、診療所の移転や開設者の変更の場合も開設許可の申請が必要であることから、おたずねの事例は、新規開業者に該当する。ただし、従前より診療を行っていた診療所については、事業の継続性等の観点から、以下の対応が可能である。</p> <p>(移転の場合)</p> <p>地域で必要とされる外来医療機能を担っていた診療所が同一二次医療圏内に移転する場合、移転前に担っていた外来医療機能を引き続き行う旨の届出がなされれば、同等の機能を担うことが担保されるため、協議の場における確認を省略することができる。</p> <p>それ以外の場合については、ガイドラインに則った手続きが必要となる。</p> <p>(開設者の変更の場合)</p> <p>開設者の変更する前の診療所が地域で必要とされる外来医療機能を担っており、開設者を変更した後も引き続き行う旨の届出がなされれば、同等の機能を担うことが担保されるため、協議の場における確認を省略することができる。</p> <p>開設者の変更後に地域で必要とされる外来医療機能を行わなくなる等、それ以外の場合については、ガイドラインに則った手続きが必要となる。</p>

6. 医療機器の効率的な活用に係る計画

項目番号	照会内容	回答
6-1	医療機器の共同利用について、「画像診断や治療における病病・病診連携による紹介による活用」を行った場合、共同利用になると考えて良い	貴見の通り。
6-1	医療機器の共同利用については、診療報酬の定義と同じ基準を求めているのか。	必ずしも求めているが、診療報酬上で行った場合に関しても本ガイドラインで示す共同利用に含まれる。
6-3	医療機器の共同利用の対象となる機器は何か。	ガイドラインp22注の記載の通り、CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィのいずれも対象としていただきたい。
6-3	今回の共同利用の対象となる医療機関の範囲は、病院、有床診療所、無床診療所のいずれもが含まれるという理解で良いか。	貴見の通り。
6-3	「各医療機関が、共同利用を行わないとした場合については、共同利用を行わない理由について、協議の場で確認する」ことは、計画に記載すべき事項か。	貴見の通り。

項目番号	照会内容	回答
6-3	医療機関の方針が、外来医療計画で定めた方針と異なる場合はどのように取り扱うのか。	医療機器の購入は各医療機関の方針に大きく依存しているところであることから、必ずしも外来医療計画で定めた方針と全ての医療機関の購入方針が一致することは難しいと思われる。ただし、事前に医療機関の方針と外来医療計画の方針が一致していないことを医療機関に購入の際に認識頂くことは重要と考えると共に、その理由についても申し出て頂く体制の整備が必要と考えている。それらを踏まえた上で、共同利用が進むよう協議の場において議論頂きたい。
6-3	「共同利用計画」は、既に購入し、設置してある医療機器については作成を求めないということによいか。	貴見の通り。既存の医療機器については、医療機器の更新時での共同利用計画の策定を行っていただくことで差し支えない。ただし、既存の医療機器の共同利用状況把握のための情報提供を都道府県が各医療機関に対して求めることを妨げるものではない。
6-3	共同利用計画は、いつまでに作成する必要があるか	各医療機関で医療機器の購入を検討する際に、事前に共同利用計画を作成していただくものと考えている。提出時期については、例えば、CTについては、遅くとも医療機器の設置の届け出の際には行政機関に提出されることが想定される。
6-3	共同利用計画の保守点検は必須項目か。	p24のとおり、医療機関から提出頂く共同利用計画に保守、整備等の実施に関する方針について盛り込むよう求めているところ。具体的にどのような内容として盛り込むかは、今年度中に協議の場において検討を行って頂きたい。
6-3	「共同利用計画」に盛り込む内容の「保守、整備等の実施に関する方針」について、具体的にはどのような内容になるか。	ガイドライン注15の通知の通り保守点検計画の対象となる機器については保守点検の年間計画における回数等の方針を記載いただくことなどが考えられる。その他の機器については新たな保守点検計画を作成していただくことなどが考えられる。
6-3	「共同利用計画」に盛り込む内容の「画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針」について、具体的にはどのような内容が想定されるか。	画像情報及び画像診断情報について、ネットワークを利用しての提供、デジタルデータ（CDまたはDVD等）を持ち運び可能な電子媒体に保存しての提供、紙ベースの提供等、提供する媒体・手法について記載頂くことを想定している。